45 健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた地方税財政措置について

(総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図るとともに、国税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止すること。
- (2) 地方法人課税の見直しについては、地方税の受益と負担の基本的な原則等をしっかり踏まえた議論を行い、全ての地方自治体の財政運営等に悪影響が生じないよう、適切な措置を講じること。
- (3) 昨年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策において、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議をするとともに、 国の責任において必要な地方財源をしっかり確保すること。
- (4) ふるさと納税について、返礼品や控除方法を含めた見直しを行うこと。

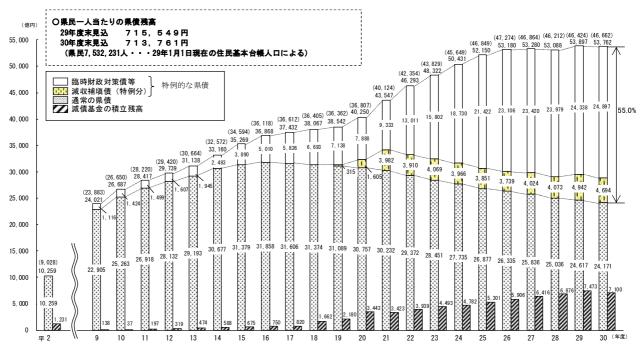
(背景)

- 本県では、義務的経費である医療・介護などの扶助費が増加し、依然として厳しい財政状況にある。今後も全国的に社会保障経費が増加傾向にあること等を踏まえると、安定的な財政運営には引き続き地方一般財源総額の確保・充実が不可欠である。
- また、本県では、臨時財政対策債発行可能額の割合が大きく、県債残高の大幅な増加 要因となっている。臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能 性の観点からも大きな課題である。地方交付税の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げ 等により地方交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を抑制して、速やかに廃止するべき である。
- 平成30年度与党税制改正大綱において、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等を踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされている。
- そもそも、地域間の税収格差の調整は地方交付税の役割であり、まずは法定率の引上 げ等により、財源保障機能及び財源調整機能を担う地方交付税の総額の増額が必要であ る。
- 地方税の国税化は地方分権の流れに逆行するものであり、地方間での財源の取り合いは根本的な解決に繋がらない。地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要である。
- これまで本県では、地方法人特別税・譲与税制度により大幅な税収減が生じ、多額の 臨時財政対策債の発行等により対処するといった財政運営を余儀なくされてきた。また、 県内市町村の複数の不交付団体では、これまでの見直しにより、法人市町村民税の国税 化による減収が、地方消費税率の引上げ等による増収を上回る見込みである。
- 国においては、こうした地方の実態や意見、法人も地方自治体の行政サービスの提供を受けており、受益に応じた負担が地方税の基本原則であること、地方法人課税が地方自治体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっていること、日本経済を牽引する都市部の役割等を十分に踏まえ、議論がなされるべきである。

- 消費税率10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい 経済政策パッケージ」では、人づくり革命として幼児教育無償化や待機児童の解消など、 地方が重要な役割を担う施策が含まれていることから、国と地方の役割分担のあり方を 整理するにあたっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任にお いて必要な地方財源をしっかり確保すべきである。
- 返礼品によるふるさと納税の獲得競争に対しては、総務大臣通知により、返礼品割合 に一定の制限が設けられ、個別の見直し要請も行われているが、返礼品割合を寄附額の 1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。
- また、都道府県には広域自治体として提供すべき行政サービスがあるにもかかわらず、 市町村に寄附が集中し、個人住民税から税額控除される結果、広域自治体から基礎自治 体に税収移転され、住民税の受益と負担の原則を大きく歪めることになる。このため、 ふるさと納税特有の特例分について、都道府県向けの寄附金は都道府県民税から、市区 町村向けの寄附金は市区町村民税から、それぞれ控除する方法に改めるなど、制度本来 の趣旨に立ち返った見直しが必要である。

参 考) (

◇愛知県の県債残高の推移



- 平成28年度までは決算額。平成29年度は最終予算ベース、平成30年度は当初予算べ (注)
 - 白抜きは、臨時財政対策債、減税補塡債、臨時税収補塡債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債の計としている。
- 3 県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

◇愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

								(<u>単位:億円)</u>
年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
普通交付税	Α	525	559	643	770	769	826	711
臨時財政対策債	В	2,899	3, 152	2,848	2, 258	901	944	971
\Rightarrow $C = A$	+ B	3, 424	3, 711	3, 491	3, 028	1,670	1,770	1,682
臨時財政対策債の割合 B/C		84. 7%	84. 9%	81. 6%	74. 6%	53. 9%	53. 3%	57. 7%

(注) 表中の数値は当初算定ベース。